

第 六 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 30 号

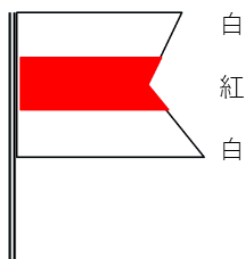
水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和8年7月29日

第六管区海上保安本部長

池 上 浩 之 （公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所
住 所 岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 西大寺港（付図のとおり）
期 間 令和8年9月 7日から
令和8年9月30日までのうち1日間
- 3 水路測量の実施方法
シングルビーム音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定
- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる



付 図



海上保安庁(JCG)|(C)Esri Japan

測量区域 : XXXXXXXXXX